

## 愛知県環境影響評価審査会会議録

- 1 日時 平成30年11月22日（木）午前10時から午前11時40分まで
- 2 場所 自治センター 4階 大会議室
- 3 議事
  - (1) トヨタ自動車田原工場風力発電所設置事業環境影響評価準備書について
  - (2) その他
- 4 出席者  
委員16名、説明のために出席した職員13名、事業者9名
- 5 傍聴人  
1名
- 6 会議内容
  - (1) 開会
    - ・ トヨタ自動車田原工場風力発電所設置事業環境影響評価準備書について、別紙1のとおり諮問を受けた。
  - (2) 議事
    - ・ 会議録の署名について、松尾会長が井上委員と中川委員を指名した。
    - ア トヨタ自動車田原工場風力発電所設置事業環境影響評価準備書について
      - ・ 資料1の一部に希少な動植物の位置情報が含まれていることから、松尾会長が会議の非公開について委員に諮り、当該部分の審議に限り、会議を非公開とすることとした。
      - ・ 資料1、資料2及び資料3について、事務局から説明があった。

### <質疑応答>

- 【葉山委員】準備書の821ページ以降に風車を示す図が掲載されている。例えば、影が一番伸びている「30分以下」で示す範囲については、太陽が動くとき影はそれに対応して動くことになるが、影がかかる時間が30分以下ということの良いか。
- 【事務局】そのとおりである。準備書には時間別の日影図が掲載されている。例えば、826ページには春分の6時から7時にかけての時間別日影図がある。この図では、早朝のみ影がかかる範囲が水色で、時間が経過していくことによって、1時間の間でも影が短くなっていく。
- 【葉山委員】6時から7時は図示されているが、7時以降はどのようなようになるか掲載されているのか。
- 【事務局】準備書においては、民家に影のかかる時間のみ掲載されているため、次回、お示しさせていただきたい。

- 【葉山委員】トータルの時間での評価も重要であるが、生活時間のどの部分で影が影響してくるかが住んでいる方には重要になるので、その分析をしていただきたい。
- 【田代委員】今回、年間 30 時間などの指針値は、新しい風力発電機ができたことによる風車の影の時間だけを評価すれば良いのかが気になった。例えば、既設の風力発電機も含めて考慮しないと、既設のものでぎりぎり 29 時間くらいだったが、重ね合わさってもっと増えるような場所もあるように思う。この点は評価の対象にならないのか。
- 【事務局】既設の風力発電機との累積的影響については、風車の影についても考慮しなければならない要素となるが、現時点では既設の風力発電機による風車の影の範囲は準備書では示されていない。
- 【事業者】今回の事業での予測結果の影の向きからも分かるとおり、朝や夕方日の出、日の入り頃の影が長く伸びる時間に影響が出るので、基本的に東西方向への影響が出ることになる。今回は、既設の風力発電機からの影響が出る方向には住居等が存在しないため、本事業による影響のみを予測及び評価している。
- 【田代委員】図を見ると、V字に影が長く伸びている。住民の方に説明する上では、既設の風力発電機との累積的影響や、葉山委員が指摘したどの時間帯に影響が出るのかという点も気になるので、次回以降、お示しいただきたい。
- 【片山委員】風力発電機の位置については、これで決定しているということで良いか。
- 【事務局】準備書段階での位置であり、最終的な決定ということではない。
- 【片山委員】低周波について、地盤の関係での共振を踏まえて、予測地点である SE-1 から SE-3 が問題ないか確認したい。
- 【事務局】次回、お示しさせていただきたい
- 【増田委員】工事車両について、東側からのルートは大きな道路なので問題ないと思うが、西側のルートは歩道がなくて危なく、小学生が通学路で使っているようなところである。なぜ工事車両がこの道路を通る計画としたのか。
- 【事業者】西側にセメント工場や残土の処分場があるなど、サイト条件から西側に向かう車両が少しある。
- 【増田委員】今回、あえて風力発電量が大きいものを選択しており、風車の影の範囲がすごく大きくなり、影響がある住宅地の面積も広がっていると思う。風力発電機が建ったら、この後 20 年も 30 年もずっと影響がある。それを住民の人たちに問題ないと説明するのはどうかと思う。また、影響範囲に水田があるが、農作業をする人のことを考えなくて良いのか。
- 【事務局】風車の影については、周辺の住宅に一部、指針値を超える住宅があるという結果が出ている。事業者は、その結果を踏まえ、準備書の公開前に近隣住民を対象に風車の影についての説明会を実施しており、説明会の中では意見はなかったと聞いている。また、御指摘のとおり、風車の影について周辺で作業されている方についても考慮する必要があるので、部会報告等に盛り込んでいただければと考えている。
- 【東海林委員】今回の風力発電機の定格出力について、準備書に 5,000kW 以上という記載があったが、そのとおりか。
- 【事務局】方法書段階までは、風力発電機の定格出力についても複数のものを設定

していた。準備書段階では、4,300kW級の風力発電機を6基設置している。

【東海林委員】5,000kW級になり、風力発電機の高さも変われば風車の影の長さも変わると思ったので確認した。

【事務局】方法書の段階のB案②については3,400kW級であった。準備書段階における定格出力は少し大きくなっており、今回のような予測結果になっていると考える。

【宮崎委員】準備書の805ページで浮遊物質量の説明があったが、同じ表には濁度についても記載されている。この表では、同じ浮遊物質量の値であっても濁度がかかなり違っている。浮遊物質量と濁度に相関がないということは分かるが、あえて濁度を測定したことについて説明いただきたい。

【事業者】濁度を測定したのは、方法書の調査方法において濁度も測定することとしていたため測定を行った。今回の調査結果では相関はあまりないが、今後、沈砂池等で管理する際には濁度を測った上で浮遊物質量を概ね推定することを考えているため、その点から今回の段階で濁度を測っている。

【宮崎委員】満潮時危険水位に達していて測れなかったとの記載がある。潮が高くなると河川の浮遊物質量の数値が高くなるということで、潮位による河川の浮遊物質量への影響があるのかと想像するがどうか。

【事業者】河川の位置が海域に近いので、潮汐に応じて河川の水位が上がってくる。その結果、工場からの排水口よりも水位が上がってきてしまい、危険ということと、河川の流れが逆方向に動いていることから、流量が測れないという判断をした。

【宮崎委員】河川から上がってきた濁りが影響しているのではないか。

【事務局】次回、お示しさせていただきたい。

【山澤委員】準備書の746ページで施設の稼働時の騒音の予測結果がある。表10.1.3-21で、SE-3の夜間の予測結果が50dBで環境基準を超えているが、既に現況でも環境基準を超えており、その原因は自動車騒音であるとの説明があった。この点については慎重に確認する必要があるのではないか。現況の実測値を見ると、SE-3の夜間は他の地点に比べて昼間の実測値から下がっていない。SE-1では8dB下がっているのに、SE-3では4dBしか下がっていない。昼間はだいたい同じレベルになっていて、交通が原因であれば同じように下がっても良いと思う。したがって、既にSE-3は既存の風力発電所の影響が入っていて、さらに1dB分の増加ということであり、結果として50dBになっていると見るべきではないか。この場合であるとする、風力発電所を新規で設置することについては、もう少し慎重に評価する必要がある。

【事務局】環境基準を超過している原因については、調査結果を精査し、お示しできるものがあれば、次回、お示しさせていただきたい。また、施設の稼働時の騒音については、近隣住民の方も気にされると思うので、部会報告等に盛り込んでいただければと考えている。

【橋本委員】騒音について、事業者が風力発電事業だけをやっている場合であればその中でしか対策できないが、工場や工場を出入りする車両などの工場で発生する騒音を減らすなどの対策も含めて、全体として騒音を減らすといっ

た対策は考えられないのか。

【事務局】風力発電所を稼働させた際に周辺環境に影響があれば、事業者として対応していただく必要がある。ただ、今回の環境影響評価としては、新しく風力発電所を稼働させた際にどれだけ影響があるかを評価している。稼働後の周辺環境への影響については、事業者の敷地境界における測定結果を踏まえ、対策をとっていくことになる。

【松尾会長】今回は、風力発電所の事業に伴う環境影響評価ということであるが、実際の騒音の評価としては、事業者全体としてそれを低減するような方向の対策は考えるということだと思う。

【事務局】知事意見等では、稼働後について対策をするよう意見を述べることも可能である。

- ・ 傍聴人の退出後、会議を再開し、非公開部分の資料1、資料2及び資料3について、審議された。

- ・ トヨタ自動車田原工場風力発電所設置事業環境影響評価準備書について審査させるため、松尾会長の指名により、別紙2のとおりトヨタ自動車田原風力発電所部会を設置した。

イ その他

- ・ 特になし。

(3) 閉会

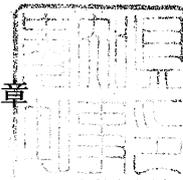
30環活第268-8号

平成30年11月22日

愛知県環境影響評価審査会

会長 松尾直規様

愛知県知事 大村秀章



トヨタ自動車田原工場風力発電所設置事業環境影響評価準備書について（諮問）

このことについて、愛知県環境影響評価条例（平成10年愛知県条例第47号）第20条第4項の規定に基づき、貴審査会の環境の保全の見地からの意見を求めます。

担当 環境部環境活動推進課  
環境影響評価グループ  
電話 052-954-6211（ダイヤルイン）

**愛知県環境影響評価審査会**  
**トヨタ自動車田原風力発電所部会構成員**

委員名	所 属 等
おおいし やさき 大石 弥幸	大同大学情報学部教授
たけだ みえ 武田 美恵	愛知工業大学工学部准教授
たにわき ひろしげ 谷脇 弘茂	藤田医科大学医学部講師
とうかいりん たかゆき 東海林 孝幸	豊橋技術科学大学大学院工学研究科講師
とみた ひさよ 富田 寿代	鈴鹿大学国際人間科学部教授
なつはら よしひろ 夏原 由博	名古屋大学大学院環境学研究科教授
なるせ いちろう 成瀬 一郎	名古屋大学未来材料・システム研究所教授
にしだ さちこ 西田 佐知子	名古屋大学博物館准教授
はやま よしかず 葉山 嘉一	元日本大学生物資源科学部准教授
ひつだ たまみ 櫃田 珠実	名古屋芸術大学芸術学部教授

(敬称略、五十音順)